

議決事件の検証について

ミッションロードマップの位置づけ

- 1 分類 政策立案—行政検証
- 2 テーマ 議決事件の検証
- 3 工程 H27度後半からH28度前半

議会基本条例の規定

第19条 議決機関としての機能を最大限に発揮するため、**議会の議決すべき事件を積極的に拡大する**よう努めるものとする。

検証における視点

二元代表制及び自治体規模を踏まえた**広義の検証**



議決事件に加えて、**議会が関与し、又は市長に権限委任する事項**についても検証

検証の項目

議決事件



- 1 議会の委任による市長の専決処分
- 2 議決を要する契約・財産の取得・処分
- 3 財産区管理会委員の選任等

政策検討会議



2/9

専門的知見の活用
立命館大学(駒林教授)

執行部との意見交換
(3回)

政策検討会議(8回)

8/5

議決事件の検証について

検証の結果

議決事件

見直し

新たに次の4計画の策定等を追加

- ・国土利用計画
- ・教育大綱
- ・行政改革大綱
- ・公共施設マネジメント基本方針

新たな項目の設定

- ・議会からの意見の申出
- ・重要計画の議長への報告

議会の委任による市長の
専決処分

見直し

訴訟物や損害賠償に係る基準額の改正
(50万円⇒100万円)、及び次の3項目を
追加

- ・市営住宅に係る訴訟
- ・工事又は請負契約の変更契約
- ・国政選挙等に係る補正予算

議決を要する契約・財産の
取得・処分

現状維持

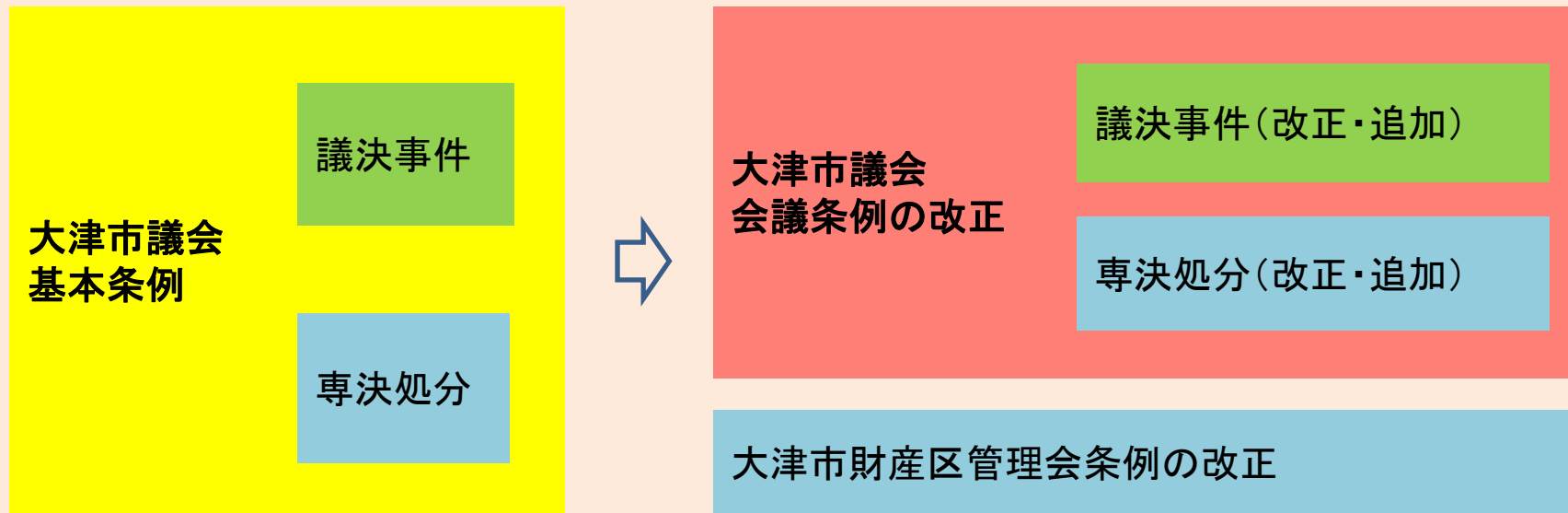
財産区管理会委員の選任
等

見直し

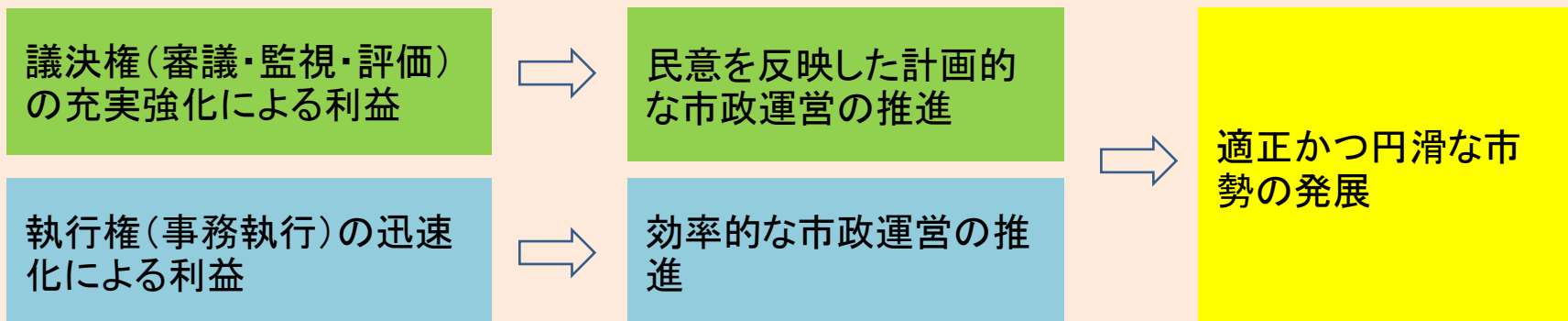
委員選任に係る議会の同意を不要

議決事件の検証について

関係条例の改正



改正の効果



大津市議会会議条例等の一部を改正する条例

(大津市議会会議条例の一部改正)

第1条 大津市議会会議条例（平成26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章の2 <u>議決事件(第6条の2)</u></p> <p>第1章の3 議会の委任による専決処分(第6条の3)</p> <p>第1章の2 <u>議決事件</u> (議決事件)</p> <p>第6条の2 法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止</u></p> <p>(2) <u>基本計画(前号の基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。)の策定、変更又は廃止</u></p> <p>(3) 大津市災害等対策基本条例(平成27年条例第48号)第22条第2項に規定する災害復興計画の策定、変更又は廃止</p>	<p>目次</p> <p>第1章の2 <u>議決事件等(第6条の2-第6条の4)</u></p> <p>第1章の3 議会の委任による専決処分(第6条の5)</p> <p>第1章の2 <u>議決事件等</u> (議決事件)</p> <p>第6条の2 法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>大津市総合計画基本構想の策定、変更又は廃止</u></p> <p>(2) <u>大津市総合計画基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものの策定、変更又は廃止</u></p> <p>(3) 大津市災害等対策基本条例(平成27年条例第48号)第22条第2項に規定する災害復興計画の策定、変更又は廃止</p> <p>(4) <u>大津市国土利用計画の策定、変更又は廃止</u></p> <p>(5) <u>大津市教育大綱(大津市教育振興基本計画をもって教育大綱に代える場合は、同計画のうち、基本的な方針及び構ずべき施策のうち重点的に取り組む事項に係る部分)の策定、変更又は廃止</u></p> <p>(6) <u>大津市行政改革大綱の策定、変更又は廃止</u></p> <p>(7) <u>大津市公共施設マネジメント基本方針</u></p>

(4) 姉妹都市又は友好都市の提携又は解消

(議会の委任による専決処分)

第 6 条の 3 法第 180 条に規定する議会の委任による専決処分は、次のとおりとする。

- (1) 訴訟物の価格が 500,000 円以下の訴訟の提起
- (2) 仮処分及び仮差押に関すること。
- (3) 1 件 100,000 円以下の市の現金又は物品の亡失又は毀損があった場合において、法第 243 条の 2 第 8 項の規定による市職員の損害賠償責任の免除に関すること。
- (4) 1 件 500,000 円以内において法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること。
- (5) 目的物の価格が 1 件 500,000 円以下の事件についてする和解及び調停に関すること。

のうち、マネジメント方針に係る部分の策定、変更又は廃止

(8) 姉妹都市又は友好都市の提携又は解消
(議決対象計画に係る執行機関への意見の申出)

第 6 条の 3 議会は、市を取り巻く社会経済情勢の変化等の理由により、前条第 1 号から第 7 号までに掲げる計画(以下「議決対象計画」という。)を策定し、変更し、又は廃止する必要があると認めるときは、当該議決対象計画を所管する執行機関に対し、意見を申し出ることができる。

(重要な計画に係る議長への報告)

第 6 条の 4 執行機関は、議決対象計画以外の計画であって市のパブリックコメント制度の対象となるものを策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、議長にその趣旨及び概要を報告するものとする。

(議会の委任による専決処分)

第 6 条の 5 法第 180 条第 1 項の規定により市長の専決処分事項として指定するものは、次のとおりとする。

- (1) 訴訟物の価額が 1,000,000 円以下の訴訟の提起
- (2) 1 件 100,000 円以下の市の現金又は物品の亡失又は毀損があった場合において、法第 243 条の 2 第 8 項の規定による市職員の損害賠償責任の免除に関すること。
- (3) 1 件 1,000,000 円以内において法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること。
- (4) 目的物の価額が 1 件 1,000,000 円以下の事件についてする和解及び調停に関すること。

<p><u>(6)</u> 1件 100,000 円未満の権利放棄に関すること。</p> <p><u>(7)</u> 法第9条の5の規定による市の区域内に新たに土地を生じたときの土地の確認に関すること。</p>	<p><u>(5)</u> 1件 100,000 円未満の権利放棄に関すること。</p> <p><u>(6)</u> 法第9条の5の規定による市の区域内に新たに土地を生じたときの土地の確認に関すること。</p> <p><u>(7)</u> <u>市営住宅の家賃の支払又は明渡しに係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。</u></p> <p><u>(8)</u> <u>議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約で、その変更に係る金額が契約金額の10分の1の額（その額が20,000,000円を超えるときは、20,000,000円）以内であるもの</u></p> <p><u>(9)</u> <u>その経費の財源が国庫支出金又は県支出金である衆議院議員、参議院議員、滋賀県議会議員又は滋賀県知事の選挙に係る補正予算に関すること。</u></p>
---	---

(大津市財産区管理会条例の一部改正)

第2条 大津市財産区管理会条例（昭和42年条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(委員の選任)</p> <p>第3条 委員は、各財産区の区域内に引き続き<u>3カ月</u>以上住所を有する者で、大津市の議会の議員の被選挙権を有する者(以下「被選挙権を有する者」という。)のうちから市長が<u>議会の同意を得て</u>選任する。</p> <p>(委員の資格および失職)</p> <p>第4条 委員は、被選挙権を有する者でなくなったときは、その職を失う。</p> <p>2 前項の決定は、<u>管理会がこれを行なうもの</u>とし、本人の弁明を参考として出席委員の3分の2以上の多数決によりこれを決定する。</p>	<p>(委員の選任)</p> <p>第3条 委員は、各財産区の区域内に引き続き<u>3か月</u>以上住所を有する者で、大津市の議会の議員の被選挙権を有する<u>もの</u>(以下「被選挙権を有する者」という。)のうちから市長が選任する。</p> <p>(委員の資格及び失職)</p> <p>第4条 委員は、被選挙権を有する者でなくなったときは、その職を失う。</p> <p>2 前項の決定は、<u>管理会がこれを行うもの</u>とし、本人の弁明を参考として出席委員の3分の2以上の多数決によりこれを決定する。</p>

<p>3 委員が欠けたときは、前条に準じて<u>市議会</u>の同意を得て後任者を選任する。ただし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>3 委員が欠けたときは、前条に準じて後任者を選任する。ただし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
---	---

(大津市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 大津市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(議会の議決を要する負担付きの<u>寄付</u>の受領等)</p> <p>第8条 病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により定める議会の議決を要するものは、負担付きの<u>寄付または贈与</u>の受領で、その金額<u>またはその目的物の価額</u>が1,000,000円以上のものおよび法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定にかかる金額が <u>500,000円以上</u>のものとする。</p>	<p>(議会の議決を要する負担付きの<u>寄附</u>の受領等)</p> <p>第8条 病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により定める議会の議決を要するものは、負担付きの<u>寄附又は贈与</u>の受領で、その金額<u>又はその目的物の価額</u>が1,000,000円以上のもの<u>及び</u>法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が <u>1,000,000円を超えるもの</u>とする。</p>

(大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例（平成7年条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(議会の議決を要する<u>負担付き</u>の寄附の受領等)</p> <p>第8条 介護老人保健施設事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により定める議会の議決を要するものは、<u>負担付き</u>の寄附又は</p>	<p>(議会の議決を要する<u>負担付き</u>の寄附の受領等)</p> <p>第8条 介護老人保健施設事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により定める議会の議決を要するものは、<u>負担付き</u>の寄附又は</p>

<p>贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が 1,000,000 円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が <u>500,000 円以上</u>のものとする。</p>	<p>贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が 1,000,000 円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が <u>1,000,000 円を超える</u>ものとする。</p>
--	---

(大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(議会の議決を要する負担付きの<u>寄付</u>の受領等)</p> <p>第7条 水道事業等の業務に関し、法第40条第2項の規定により定める議会の議決を要するものは、負担付きの<u>寄付または贈与</u>の受領で、その金額<u>または</u>その目的物の価額が 1,000,000 円以上のもの<u>および</u>法律上市の義務に関する損害賠償の額の決定で、当該決定にかかる金額が <u>500,000 円以上</u>のものとする。</p>	<p>(議会の議決を要する負担付きの<u>寄付</u>の受領等)</p> <p>第7条 水道事業等の業務に関し、法第40条第2項の規定により定める議会の議決を要するものは、負担付きの<u>寄付又は贈与</u>の受領で、その金額<u>又は</u>その目的物の価額が 1,000,000 円以上のもの<u>及び</u>法律上市の義務に<u>属する</u>損害賠償の額の決定で、当該決定に<u>係る</u>金額が <u>1,000,000 円を超える</u>ものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。